

令和7年 第2回 尾三衛生組合議会定例会 会議録

招 集 年 月 日	令和7年10月15日(水)												
招 集 場 所	尾三衛生組合会議室1												
開 会	令和7年10月15日(水) 午後2時00分												
閉 会	令和7年10月15日(水) 午後3時43分												
出 席 議 員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1番 大橋 ゆうすけ</td> <td style="width: 50%;">2番 坂林 たくみ</td> </tr> <tr> <td>3番 加納 やすこ</td> <td>4番 島村 きよみ</td> </tr> <tr> <td>5番 小嶋 立夫</td> <td>6番 奥村 祐右</td> </tr> <tr> <td>7番 牧田 充生</td> <td>8番 御国 しおん</td> </tr> <tr> <td>9番 若園 ひでこ</td> <td>10番 石原 えりか</td> </tr> <tr> <td>11番 中野 まさひろ</td> <td>12番 加藤 宏明</td> </tr> </table>	1番 大橋 ゆうすけ	2番 坂林 たくみ	3番 加納 やすこ	4番 島村 きよみ	5番 小嶋 立夫	6番 奥村 祐右	7番 牧田 充生	8番 御国 しおん	9番 若園 ひでこ	10番 石原 えりか	11番 中野 まさひろ	12番 加藤 宏明
1番 大橋 ゆうすけ	2番 坂林 たくみ												
3番 加納 やすこ	4番 島村 きよみ												
5番 小嶋 立夫	6番 奥村 祐右												
7番 牧田 充生	8番 御国 しおん												
9番 若園 ひでこ	10番 石原 えりか												
11番 中野 まさひろ	12番 加藤 宏明												
欠 席 議 員	なし												
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">管 理 者 小 山 祐</td> <td style="width: 50%;">副 管 理 者 石 橋 直 季</td> </tr> <tr> <td>副 管 理 者 近 藤 裕 貴</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事 務 局 長 池 野 雅 樹</td> <td>会 計 管 理 者 兼 次 長 福 島 勝 之</td> </tr> <tr> <td>次 長 (業 務 ・ 施 設 担 当) 坂 野 丈 就</td> <td>総 務 課 長 加 藤 雅 英</td> </tr> <tr> <td>業 務 課 長 田 中 正 道</td> <td>施 設 課 長 岸 利 克</td> </tr> </table>	管 理 者 小 山 祐	副 管 理 者 石 橋 直 季	副 管 理 者 近 藤 裕 貴		事 務 局 長 池 野 雅 樹	会 計 管 理 者 兼 次 長 福 島 勝 之	次 長 (業 務 ・ 施 設 担 当) 坂 野 丈 就	総 務 課 長 加 藤 雅 英	業 務 課 長 田 中 正 道	施 設 課 長 岸 利 克		
管 理 者 小 山 祐	副 管 理 者 石 橋 直 季												
副 管 理 者 近 藤 裕 貴													
事 務 局 長 池 野 雅 樹	会 計 管 理 者 兼 次 長 福 島 勝 之												
次 長 (業 務 ・ 施 設 担 当) 坂 野 丈 就	総 務 課 長 加 藤 雅 英												
業 務 課 長 田 中 正 道	施 設 課 長 岸 利 克												
本会議に職務のため出席した者の職氏名	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">議会事務部局書記長 福 島 勝 之</td> <td style="width: 50%;">議会事務部局書記 澤 田 篤 志</td> </tr> <tr> <td>議会事務部局書記 加 藤 健 祐</td> <td></td> </tr> </table>	議会事務部局書記長 福 島 勝 之	議会事務部局書記 澤 田 篤 志	議会事務部局書記 加 藤 健 祐									
議会事務部局書記長 福 島 勝 之	議会事務部局書記 澤 田 篤 志												
議会事務部局書記 加 藤 健 祐													
日進市・みよし市・東郷町で出席した者の職・氏名	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">日進市環境課長 中 村 一 弘</td> <td style="width: 50%;">みよし市生活環境課長 鈴 木 孝 明</td> </tr> <tr> <td>みよし市生活環境課長 鈴 木 孝 明</td> <td>東郷町環境課長 本 田 武 文</td> </tr> <tr> <td>東郷町環境課長 本 田 武 文</td> <td></td> </tr> </table>	日進市環境課長 中 村 一 弘	みよし市生活環境課長 鈴 木 孝 明	みよし市生活環境課長 鈴 木 孝 明	東郷町環境課長 本 田 武 文	東郷町環境課長 本 田 武 文							
日進市環境課長 中 村 一 弘	みよし市生活環境課長 鈴 木 孝 明												
みよし市生活環境課長 鈴 木 孝 明	東郷町環境課長 本 田 武 文												
東郷町環境課長 本 田 武 文													
会議録署名議員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">4番 島村 きよみ</td> <td style="width: 50%;">6番 奥村 祐右</td> </tr> <tr> <td>6番 奥村 祐右</td> <td></td> </tr> </table>	4番 島村 きよみ	6番 奥村 祐右	6番 奥村 祐右									
4番 島村 きよみ	6番 奥村 祐右												
6番 奥村 祐右													

令和7年第2回尾三衛生組合議会定例会議事日程

令和7年10月15日(水)

午後2時00分開議

- 日程第1 議会運営委員会委員長報告
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 一般質問
- 日程第6 議案第9号 尾三衛生組合職員の育児休業等に関する条例及び尾三衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第10号 令和6年度尾三衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 議案第11号 令和7年度尾三衛生組合一般会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議員提出議案第2号 議員派遣について

令和7年第2回尾三衛生組合議会定例会
議事の経過

(開会 午後2時00分)

澤田書記

ご起立をお願いいたします。
一同、礼。
ご着席ください。

若園議長

皆様、こんにちは。
令和7年第2回尾三衛生組合議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。
議員の皆様には、公私ともご多忙のところをご参集賜りまして、ありがとうございます。
本定例会に提案されておりますのは、管理者提出議案3件と議員提出議案1件の、合わせて4件であります。
議員の皆様には、慎重なご審議を賜り、議事運営に格別のご協力をお願い申し上げます。
管理者招集挨拶。小山管理者。

小山管理者

皆さん、こんにちは。
令和7年第2回尾三衛生組合議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。
議員の皆様には、お忙しい中ご参集を賜り、誠にありがとうございます。
さて、本日の定例会に上程いたします議案は、「尾三衛生組合職員の育児休業等に関する条例及び尾三衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」をはじめ3議案でございます。
慎重審議を賜り、ご賛同いただきますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。
どうぞよろしく願いいたします。

若園議長

ありがとうございました。
ただいまの出席議員は、12名であります。
定足数に達しておりますので、令和7年第2回尾三衛生組合議会定例会を開会いたします。
本日の議事日程は、お手元に配付した日程表のとおりです。
これより本日の日程に入ります。

日程第1、議会運営委員会委員長報告。
議会運営委員長、坂林たくみ議員。

坂林議会運営委員長

議長よりご指名がありましたので、議会運営委員会の協議結果についてご報告申し上げます。

本定例会の運営につきましては、9月25日午後1時30分及び本日午後1時30分より委員会を開催いたしました。

まず、9月25日の協議結果についてご報告申し上げます。

本定例会の会期は、本日1日とすることといたしました。

また、会議録署名者は、議長から指名することとしました。

付議された議案につきましては、管理者提出議案として、「尾三衛生組合職員の育児休業等に関する条例及び尾三衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」をはじめ3議案及び議員提出議案として「議員派遣について」の1議案でございます。

提出議案につきましては、提案説明の後、質疑、討論、採決の順に行うこととし、採決は起立により行うこととしました。

次に、本日の協議結果でございますが、一般質問につきまして、3名の議員より通告がありましたので、その取扱いにつきまして確認しました。

質問方法は一問一答方式とし、質問時間は、同一議員につき15分以内、関連質問は認めないものとしました。

議案質疑につきましては、2名の議員より通告がありました。

議案質疑の取扱いにつきましては、質疑方法は一問一答方式、質疑時間は同一の議員について、1議案につき15分以内とすることとし、関連質疑は認めないものとしました。

以上で、議会運営委員会の協議結果報告とさせていただきます。

若園議長

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、尾三衛生組合議会の会議に関する規則第61条の規定に基づき、4番、島村きよみ議員、6番、奥村祐右議員を指名します。

日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日としたいが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

若園議長

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日とすることに決定いたしました。

日程第4、諸般の報告を議題とします。

監査委員より、例月出納検査につきまして、令和7年3月分から8月分の一般会計、基金等の関係諸帳簿は、出納取扱金融機関提出の預金現在高証書と符合しており、正確であると報告がありました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第5、一般質問を行います。

通告により発言を許します。

11番、中野まさひろ議員。

中野議員

11番、中野まさひろ。

それでは、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

まず、大きな項目1、職場におけるハラスメント防止対策についてであります。

東郷町におきましては、前町長のハラスメント事案への反省から、令和7年第3回定例会におきまして「東郷町議会議員及び町長等並びに職員のハラスメント防止及び排除に関する条例」を議員発議によりまして上程し、全会一致で可決・制定をいたしました。令和8年、来年の1月1日から施行をされます。

振り返ってみますと、東郷町において平成11年から施行され、運用されておりました「職場におけるハラスメントの防止等に関する要綱」の対象には町長が定められておらず、町長によるハラスメント事案に有効な対処ができておりませんでした。その反省に立ちまして、新たに制定した条例は、議員、町長等及び職員が職位・職責にかかわらず、東郷町の行政運営に携わる者全ての個人の人権を相互に尊重し、快適に働くことができる職場環境を確立することを目的といたしております。

どの職場におきましてもハラスメントが発生する可能性はありまして、尾三衛生組合においてもハラスメントの防止及び排除に万全を期す必要があります。

そこで、尾三衛生組合におきます職場におけるハラスメント防止対策について、順に伺ってまいります。

質問の(1)です。

「職場におけるハラスメント防止に関する要綱」に基づく、ハラスメントに関する相談または苦情の申出は今までにありましたでしょうか。

若園議長

池野事務局長。

池野事務局長

事務局長、池野。

これまで、ハラスメントに関する相談、苦情の申出はございませんでした。

以上です。

若園議長	中野議員。
中野議員	相談は今までなかったということであります。 職場におけるハラスメント防止に関する要綱は、令和4年に制定をされておりますが、要綱制定に至った理由を伺います。
若園議長	池野事務局長。
池野事務局長	令和元年6月5日公布の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」によりまして関係法が改正され、パワーハラスメントの防止措置を講じることが令和4年4月1日より義務化されたことに伴い、要綱の制定に至りました。 以上です。
若園議長	中野議員。
中野議員	(2)の質問です。 職場におけるハラスメント防止に関する要綱の対象者に正副管理者及び議員並びに構成市町からの派遣職員が入っておりませんが、その理由を伺います。
若園議長	池野事務局長。
池野事務局長	本要綱は行政機関の内規として制定しており、尾三衛生組合職員の給与に関する条例第4条の給料表の適用を受ける職員及び尾三衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第1条に規定する会計年度任用職員のみを対象としております。そのため、正副管理者及び議員並びに構成市町からの派遣職員を対象としておりません。 以上です。
若園議長	中野議員。
中野議員	冒頭に紹介させていただきましたが、東郷町の職場におけるハラスメントの防止のための要綱の対象には、同様に町長が定められておらず、町長によるハラスメント事案に有効な対処ができませんでした。尾三衛生組合におきましても、正副管理者及び私ども議員並びに構成市町からの派遣職員が関係するハラスメントの発生の可能性は、残念ながら否定できません。 (3)の質問です。

職場におけるハラスメント防止に関する要綱の対象者に正副管理者及び議員並びに構成市町からの派遣職員を加える考えはありませんでしょうか。

若園議長

池野事務局長。

池野事務局長

構成市町の派遣職員につきましては、各市町におけるハラスメント防止に関する条例や要綱の対象となっております。

正副管理者及び議員を対象とするかにつきましては、構成市町の制定状況を見ながら検討してまいります。

以上です。

若園議長

中野議員。

中野議員

昨年度、尾三消防組合議会におきましても同様の指摘をさせていただきました。同様の答弁をいただきました。

ハラスメントは、正副管理者及び私たち議員に起因することがないとは言いきれません。ぜひしっかりと検討いただきまして対処いただきますように提案いたしまして、次の質問にまいります。

大きな2、草ごみ及び剪定枝の資源化についてであります。

草ごみ及び剪定枝は、焼却処分をしているごみの中で予想外に多くの割合を占めております。そして、全国の多くの地方自治体では、様々な方法によりまして草ごみ及び剪定枝の資源化に取り組まれております。当組合においても、焼却処分をしているごみの減量による経費節減や地球温暖化防止対策等の観点から、有機肥料化等、草ごみ及び剪定枝の資源化の検討を進めるべきであります。

国におきましては、「みどりの食料システム戦略」において、2050年までに化学肥料の使用量を30%低減し、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%に拡大する目標を立てております。

東郷町におきましても、「東郷町有機農業実施計画」におきまして、剪定枝や竹等の未利用資源を有効活用して、有機農業で使用する肥料や堆肥を生産する循環型農業について検討する旨定めております。

日進市さんにおきましても、令和4年2月の日進市一般廃棄物処理基本計画策定委員会におきまして、尾三衛生組合で燃やしている剪定枝等の資源化は3市町での共通の課題だと指摘をされております。

また、みよし市さんにおきましては、剪定枝を燃やさないために、剪定枝粉砕機貸出事業がこの令和7年10月から開始されております。

そこで、順に伺ってまいります。

当組合における草ごみ及び剪定枝の処理方法を伺います。

若園議長	池野事務局長。
池野事務局長	<p>当組合に持ち込まれました草ごみ及び剪定枝の処理方法につきましては、基本的に焼却処分としております。</p> <p>以上です。</p>
若園議長	中野議員。
中野議員	<p>(2) の質問です。</p> <p>構成市町別の草ごみ及び剪定枝の処理量を伺います。</p>
若園議長	池野事務局長。
池野事務局長	<p>令和6年度の草ごみ及び剪定枝処理量実績は、日進市が1,455トン、みよし市が1,401トン、東郷町が826トンの、合計3,682トンでございました。</p> <p>なお、可燃ごみ搬入量の約8%を占めております。</p> <p>以上です。</p>
若園議長	中野議員。
中野議員	<p>合計で年間3,682トン、全体の可燃ごみの搬入量の約8%ということがあります。驚くほど多くを占めております。それだけの量の草ごみ及び剪定枝を資源化できる可能性があるにもかかわらず、残念ながら、現状ではほぼ全てを焼却処分しているということでもあります。</p> <p>質問の(3)です。</p> <p>草ごみ及び剪定枝を焼却し続けることによる炉への負荷、処理コスト、環境負荷についてどのように認識しているのかを伺います。</p>
若園議長	池野事務局長。
池野事務局長	<p>炉への負荷につきましては、草ごみ及び剪定枝のみ焼却するのであれば、水分量によっては炉に負荷がかかると思いますが、それ以外のほかのごみとよく混ぜ合わせて焼却しておりますので、炉への負荷はあまりないものと考えております。</p> <p>また、処理コストにつきましては、令和6年度実績では、ごみ1トン当たり約2万9,000円でございます。</p>

さらに、環境負荷につきましては、資源化方法の一つであります堆肥化と比べた場合、CO₂排出量は、焼却する場合のほうが多くなると考えております。
以上です。

若園議長

中野議員。

中野議員

答弁いただきました処理コストは、令和6年度実績で、ごみ1トン当たり約2万9,000円ということですが、その算出の考え方をお示してください。

若園議長

池野事務局長。

池野事務局長

処理コストの算出につきましては、令和6年度の決算総額から積立金、普通建設事業費、公債費を差し引いた額を運営費としまして、その額をごみ搬入量で割ることにより算出しております。
以上です。

若園議長

中野議員。

中野議員

構成市町別の草ごみ及び剪定枝の処理量の令和6年度実績は、全体で3,682トンということですが、仮にこの全量を焼却ではなく資源化した場合の処理経費の減少はどの程度と考えておりますでしょうか。

若園議長

池野事務局長。

池野事務局長

処理経費の減少につきましては積算しておりませんが、草ごみ及び剪定枝を焼却せず、全量資源化した場合は、焼却残渣や薬品及び電力の使用量が減少するため、一定の処理コスト削減が見込まれます。
ただし、代わりに実施する資源化にかかる正式な経費について現在把握していないため、処理経費の比較はできておりません。
以上です。

若園議長

中野議員。

中野議員

重ねて伺います。
3,682トンの草ごみ及び剪定枝を、焼却せず、全量資源化した場合のCO₂の削減効果はどの程度になりますでしょうか。

若園議長

池野事務局長。

池野事務局長

CO₂削減効果につきましては、草ごみ及び剪定枝に関するCO₂排出量を求める算出係数が設定されていないため、具体的な数値の算出はできません。

しかし、草ごみ及び剪定枝の搬入量は可燃ごみ全体の約8%を占めていることから、3,682トンの焼却に必要な電気を電力会社から買う量が減少することで、既存施設においては一定のCO₂削減効果が見込まれると考えております。

以上です。

若園議長

中野議員。

中野議員

木材の場合、燃やしてCO₂が出ても、それはもともとその木が成長中に吸収したCO₂の排出になるので、大気中のCO₂量は増減しないという考え方、カーボンニュートラルという考え方があります。草ごみ及び剪定枝を燃やしても、その考え方によりますとCO₂の収支はゼロになるということであります。

ただ、少なくとも3,682トンの焼却に必要な電気の量、これが減少することによって、一定のCO₂削減効果が見込まれるということであります。

(4)の質問です。

他自治体では草ごみ及び剪定枝の資源化が進んでいる中で、当組合はまだ未着手であります。新炉計画におきましても、草ごみ及び剪定枝を焼却対象とする旨、廃棄物処理施設整備基本計画等検討審議会でも承認され、資源化は現施設解体後に検討とする方針であるというふうに伺いました。それでは資源化の実現が大幅に遅れることとなりますが、その判断理由を伺います。

若園議長

池野事務局長。

池野事務局長

当組合においても、草ごみ及び剪定枝の資源化につきましては検討いたしましたが、主な理由としまして、既存施設敷地内において草ごみ及び剪定枝を一定期間貯留・保管するスペースを確保することが困難なことから、資源化を行っておりません。

スペースを確保することができる現施設解体後に、跡地利用の一つとして、草ごみ及び剪定枝の資源化も含めて検討してまいります。

以上です。

若園議長

中野議員。

中野議員	<p>残念ながら、既存施設では草ごみ及び剪定枝を一定期間貯留・保管するスペースを確保することが困難ということではありますが、草ごみ及び剪定枝の資源化は様々な方法があります。最もスペースが必要であると思われまます当組合内での堆肥化、それと、最もスペースが少なくて済むと思われる逐一搬出する方法、それぞれにおきましてどの程度のスペースが必要になると判断しておりますでしょうか。</p>
若園議長	池野事務局長。
池野事務局長	<p>詳細な検討はまだ行っておりませんので、現時点では把握できておりません。</p> <p>なお、当組合内で堆肥化を実施する場合の参考としまして、処理規模は異なりますが、近隣にあります豊田市緑のリサイクルセンターの建築面積は約5,500平方メートルでございました。また、逐一搬出する方法であります外部委託による資源化につきましては、コンテナの設置及び搬入・搬出に係る動線を確保できるスペースが必要になると考えております。</p> <p>以上です。</p>
若園議長	中野議員。
中野議員	<p>その逐一搬出する方法の外部委託による資源化のために必要なコンテナの設置及び搬入・搬出の動線を確保できるスペースはどの程度だと考えておりますでしょうか。</p>
若園議長	池野事務局長。
池野事務局長	<p>外部委託する資源化業者が保有するコンテナの大きさや資源化する実施量によって必要となるコンテナの個数は変動いたします。さらに加えて、コンテナの積替え作業に伴う車両スペースの確保も必要となってまいります。そのため、これらの前提が決まらない限り、必要なスペースを把握することは難しいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
若園議長	中野議員。
中野議員	<p>(5)の質問です。</p> <p>各構成市町の一般廃棄物処理計画の改定作業が今行われております。その改定によりまして、草ごみ及び剪定枝の資源化が定められた場合、当組合の草ご</p>

み及び剪定枝の処理方法の見直しの可能性について伺います。

若園議長

池野事務局長。

池野事務局長

現在進めております新施設整備に係る廃棄物処理施設整備基本計画等検討審議会の審議委員には3市町の職員が含まれており、さきの9月11日に開催されました第2回検討審議会の中で、草ごみ及び剪定枝については焼却処理する方針となりました。

今後、構成市町の一般廃棄物処理計画に草ごみ及び剪定枝の資源化が定められた場合は、既存施設解体後の跡地利用で、必要に応じ再検討することとなります。

以上です。

若園議長

中野議員。

中野議員

(6)の質問です。

草ごみ及び剪定枝を資源化した場合、新しい炉ですね、新炉の処理量の削減、炉の延命効果、そしてコスト削減効果はどの程度見込めると考えておりますでしょうか。

若園議長

池野事務局長。

池野事務局長

処理量削減につきましては、草ごみ及び剪定枝の資源化を外部委託することにより、年間約3,600トンの削減を見込むことができると考えております。

また、炉の延命効果については、剪定枝などに係る焼却量分の負荷が軽減されますが、負荷の度合いは通常の可燃ごみと特段変わりがないため、延命効果にはほとんど影響はないと考えております。

さらに、新炉建設のコスト削減効果ですが、剪定枝等については、廃棄物処理施設整備基本計画等検討審議会の中で焼却する方針と決まりましたので、施設規模の縮小によるコスト削減はございません。

以上です。

若園議長

中野議員。

中野議員

重ねて伺います。

新炉建設後に草ごみ及び剪定枝を焼却せずに資源化とした場合、年間約3,600トン、約8%の焼却ごみが減ることになりますが、施設の規模が過大、大き過ぎるとなり、運転に支障が起きるといったことはありませんか。

若園議長

池野事務局長。

池野事務局長

草ごみ及び剪定枝につきましては、可燃ごみ全体の約8%程度となりますので、ほとんど影響はないものと考えております。

なお、新施設では炉を2炉設置する予定であり、ごみの量に応じて1炉または2炉により運転することで対応可能でございます。そのため、施設の運転に支障が生じることはございません。

以上です。

若園議長

中野議員。

中野議員

(7)の質問です。

草ごみ及び剪定枝の資源化手法といたしまして、チップ化による堆肥、また、マルチ材利用、バイオマス燃料化などの導入の可能性について伺います。

若園議長

池野事務局長。

池野事務局長

組合敷地面積に余裕がないため、敷地内での資源化は難しいと考えております。

チップ化やバイオマス燃料化などの資源化手法につきましては、複数の民間事業者が行っておりますので、外部委託については可能と考えます。

以上です。

若園議長

中野議員。

中野議員

そうしますと、現施設解体後の跡地の利用検討の中で、草ごみ及び剪定枝の資源化も検討し、その資源化の手法としましては、チップ化による堆肥ですとかマルチ材での利用、バイオマス燃料化などの導入も含めて検討していくと、そういう理解でよろしいでしょうか。

若園議長

池野事務局長。

池野事務局長

草ごみ及び剪定枝の資源化につきましては、構成市町の一般廃棄物処理計画に資源化することが定められた場合、資源化の手法や経費などを総合的に判断した上で検討してまいります。

以上です。

若園議長	中野議員。
中野議員	<p>(8) の質問です。</p> <p>草ごみ及び剪定枝の資源化の推進に向けまして、民間事業者、農業従事者、それから構成市町等との検討の場を設ける考えはありませんでしょうか。</p>
若園議長	池野事務局長。
池野事務局長	<p>現在のところ、個別の検討の場は設けておりません。</p> <p>なお、昨年度、市町と組合の担当者が2社の資源化業者から提案を伺ったことはございます。</p> <p>以上です。</p>
若園議長	中野議員。
中野議員	<p>私も、東郷町の担当の課の方からその内容の概要を伺いました。</p> <p>重ねて伺います。</p> <p>昨年度、市町と組合の担当者が2社の資源化業者から提案を受け、当組合として検討した上で、草ごみ及び剪定枝につきましては、スペース確保が困難という理由から、焼却処理する方針とし、今年の9月11日開催の第2回廃棄物処理施設整備基本計画等検討審議会でその方針が認められた。そういう流れであるというふうに理解してよろしいでしょうか。</p>
若園議長	池野事務局長。
池野事務局長	<p>お見込みのとおりでございます。</p> <p>以上です。</p>
若園議長	中野議員。
中野議員	<p>(9) の質問です。</p> <p>草ごみ及び剪定枝の資源化に向けた、民間事業者、農業従事者、構成市町との連携、実証事業や検討会の設置を検討すべきと私は考えますが、いかがお考えでしょうか。</p>
若園議長	池野事務局長。
池野事務局長	個別に実証事業や検討会の設置は考えておりませんが、廃棄物処理施設整備

基本計画の中で跡地利用の一つとして検討してまいります。

以上です。

若園議長

中野議員。

中野議員

それでは、最後に、総括的に今後の取組方針を伺います。

(10)の質問です。

草ごみ及び剪定枝の資源化は、循環型社会の形成や地球温暖化防止に資するものと私は考えますが、当組合としての今後の取組方針を伺います。

若園議長

池野事務局長。

池野事務局長

現時点の計画では、焼却する方針で進めておりますが、既存施設解体後に跡地利用の一つとして検討をしてまいります。

以上です。

若園議長

中野議員。

中野議員

先ほども紹介させていただきましたが、国におきましては、「みどりの食料システム戦略」において、化学肥料の使用量の低減、有機農業の取組面積の拡大目標を立てております。構成市町におきましても、現在は燃やしている草及び剪定枝の資源化は共通の課題であります。そして、年間、令和6年度の実績では3,682トン、可燃ごみ全体の搬入量の約8%という数字は、決して少ない数字ではありません。

限られた敷地の中での新炉建設は容易ではありませんが、草ごみ及び剪定枝の資源化につきまして、既存施設解体後の跡地利用の一つとしてはもちろん、新炉建設の計画や工事の段階においてもその可能性を常に検討していただくことを提案いたしまして、私の一般質問を終わります。

丁寧なご答弁をありがとうございました。

若園議長

これにて、11番、中野まさひろ議員の一般質問を終わります。

次に、4番、島村きよみ議員。

島村議員

4番、島村きよみ。

今回は、2つのテーマについて質問させていただきます。

まず、廃棄物処理施設整備についてです。

9月11日に開催されました廃棄物処理施設整備基本計画等検討審議会を傍聴いたしました。その審議内容に関連しまして質問いたします。

まず1点目ですが、新施設の処理対象物についてです。

先ほど、中野議員のほうからは剪定枝のことについてでしたが、私からまた別の処理対象物についてお伺いをいたします。

さきの基本計画等検討審議会では、新施設の処理対象物についての検討がなされました。その中で、使用済み紙おむつについては、資源化せず焼却するという事務局提案が承認されました。新施設を契機に、使用済み紙おむつを資源化する施設を附帯してはどうかというその提案は、今年度3月議会において本市の前組合議員であった川嶋議員、白井議員のお二方からありました。しかしながら、その後の内部検討を経て、審議会では新施設建設に当たっては焼却ということが承認されたわけです。

その大きな理由としては、当地は下水道整備がされておらず、処理過程で発生する排水処理が課題とのことでしたが、例えば大型の集中浄化槽の設置など、対策を立てた場合に必要な経費等を試算された上で、やはり難しいという判断に至ったのでしょうか。お願いいたします。

若園議長

池野事務局長。

池野事務局長

事務局長、池野。

当組合で把握している情報ではございますが、紙おむつの資源化を行っている施設で、集中浄化槽により排水処理を行っている事業者はないため、経費等の試算はしておりません。

以上です。

若園議長

島村議員。

島村議員

組合で把握している情報では、紙おむつの資源化を行っている施設で集中浄化槽で排水処理を行っている事業者がない。つまり、既存施設の事例からも、下水道がないと紙おむつの洗浄による汚水処理は困難であるということと理解をしていますが、全国の事例、また紙おむつメーカーの実証実験を見ますと、洗浄しない方法で再資源化する方法もあるように見受けられますが、そのような研究はされておりますか。

若園議長

池野事務局長。

池野事務局長

水の使用を抑えつつ紙おむつを資源化する方法は、助燃剤として利用するペレット化がございます。ペレットの燃料化につきましても検討いたしました。が、ペレット燃料の安定的な需要確保が課題となりましたので、可燃ごみ処理施設の処理対象物としております。

	以上です。
若園議長	島村議員。
島村議員	では、再質問をお願いいたします。 処理水の問題のほかに、新施設で使用済み紙おむつの資源化をするにはどのような課題がありますか。具体的にお答えください。
若園議長	池野事務局長。
池野事務局長	当組合といたしましては、紙おむつの資源化をするための構成市町における収集に係る経費が課題であると捉えております。さらに、一般社団法人N I P P O N紙おむつリサイクル推進協会によりますと、紙おむつを資源化したものの、その利用先が限られていることが課題であると確認しております。 以上です。
若園議長	島村議員。
島村議員	今ご答弁がありました課題がいろいろとあるわけですが、環境省の第五次循環型社会形成推進基本計画・循環経済への移行加速化パッケージ等について、これによりますと、この施策の三本柱の一つが使用済み紙おむつのリサイクル推進となっております。 今後、国の財政的・技術的支援が期待できますし、自治体への直接支援・伴走支援の実施も進められてくると予測ができます。 新施設の建設という絶好の機会に、使用済み紙おむつは従来どおり焼却という判断を今してしまうのはちょっと拙速ではないでしょうか。せめて、剪定枝と同様に、跡地利用の際には検討するといった形で計画に載せていくことは必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。
若園議長	池野事務局長。
池野事務局長	現在策定中の廃棄物処理施設整備基本計画の中で、跡地利用計画を検討する項目の一つとして挙げてまいります。 以上です。
若園議長	島村議員。
島村議員	ぜひお願いをいたします。

検討のことについてもう一つお尋ねしますが、審議会の中で、来年度各市町で策定予定のごみ処理に関する基本計画、これは各市町によって名称も異なりますが、その内容によっては紙おむつ焼却の方針が見直されるとの事務局のご答弁がありました。

もし市町によって例えば意見が分かれた場合、組合としてはどのようにされるのでしょうか。

若園議長

池野事務局長。

池野事務局長

各市町が単独で紙おむつの資源化を行うのであれば、意見が分かれても問題ないと考えております。

しかしながら、当組合で資源化を求める場合には、3市町の意見統一がなければ事業を行うことは難しいと考えております。

以上です。

若園議長

島村議員。

島村議員

全国では、単独自治体で紙おむつメーカーと連携して使用済み紙おむつの資源化に取り組んでいる市町もあり、当然、各市町ごとに次年度のごみ処理に関する基本計画の策定時には検討が必要なわけですが、その結果、やはりこれは単独ではなく、組合事務としてこちらの新施設で処理したほうがよいという結論となった場合には、再度見直しの可能性もあると理解してよろしいでしょうか。

若園議長

池野事務局長。

池野事務局長

構成市町のごみ処理に関する基本計画に紙おむつの資源化が定められた場合は、既存施設解体後の跡地利用で再検討することになります。

以上です。

若園議長

島村議員。

島村議員

まずは、各市町でのごみ処理基本計画策定においても、使用済み紙おむつの処理をどうしていくのかという課題についてしっかり検討していくということが重要ですので、注目をしていきたいと考えています。

次の項目です。

ペットの火葬、これについても一応処理物として考えた場合、これを目的とした小動物専用炉の設置については、これはニーズはあるわけですが、審議会

の検討内容に入っていませんでした。

それはなぜでしょうか。設置が難しい理由は何でしょうか。

若園議長

池野事務局長。

池野事務局長

廃棄物処理施設整備基本計画等検討審議会の説明資料には記載しておりませんが、処理対象物の検討項目として、別紙資料により組合提案として記載しております。

当組合内に設置が難しい理由といたしましては、廃棄物処理施設建設予定地の敷地面積が狭いこと、建設費及び維持管理費が増額となること、近隣には複数のペット火葬ができる民間業者があることなどの理由から、設置しない方向で進めております。

以上です。

若園議長

島村議員。

島村議員

民間にはもちろんあるわけですが、民間のペット火葬については大変高額であります。私も経験しております。できれば公共施設で安価にと希望する住民の方は多いのですが、課題が多いことは理解をいたします。

もし数年後に先進的な小動物専用炉ができた場合は、再度検討をお願いしたいと思います。

次に、ごみ処理方式の選定について伺います。

基本構想で示された5つの処理方式、これはストーカ方式であったりシャフト方式であったりとあるわけですが、これからプラントメーカーにアンケートを取り、その評価から処理方式を絞り込むとのことですが、国内メーカーは何社あって、その全てにアンケートを依頼する予定でしょうか。

若園議長

池野事務局長。

池野事務局長

アンケートを依頼するプラントメーカーにつきましては、過去15年以内に国内で実績のあるプラントメーカー17社のうちから、施設規模187トン以上の実績を複数有したプラントメーカー8社を選定しております。

以上です。

若園議長

島村議員。

島村議員

これ、例えば一つの方式で、例えばストーカとか数社提出があった場合、その平均値でほかの方式と比較して評価をするのでしょうか。

若園議長	池野事務局長。
池野事務局長	<p>処理方式として評価いたしますので、平均値で評価するのではなく、最小値と最大値の幅を持たせて評価をしていく予定でございます。</p> <p>以上です。</p>
若園議長	島村議員。
島村議員	<p>再質問をお願いします。</p> <p>評価項目ごとの重みづけと配点を見ますと、最重要と重要と標準がありますが、最重要の項目が6項目あります。この中でさらに重要度の高い位置づけ、当組合としてですね、位置づけが高い項目はありますか。</p>
若園議長	池野事務局長。
池野事務局長	<p>全12評価項目中6項目を最重要と位置づけしておりますが、いずれも、当組合にとって甲乙つけがたい内容となっております。</p> <p>以上です。</p>
若園議長	島村議員。
島村議員	<p>そうしますと、最重要度6項目において各処理方式の総合点が同じくらいになった場合、なかなか決めにくいのではないかなということは推測いたします。できれば、6項目の中でも重要度の差を考えておいてはどうかということをお提案いたします。</p> <p>次の質問です。では、事業方式についてお尋ねをいたします。</p> <p>審査の内容をお聞きした限りでは、公設公営、そしてPFI方式を導入している数が少ない他施設状況からも、新施設の事業方式は、公設民営であるDBO方式導入が前提のように私は受け止められました。</p> <p>事務局としてはその方向なのでしょうか。</p>
若園議長	池野事務局長。
池野事務局長	<p>事業方式につきましては、現在何も決まっておりませんが、公設公営方式、公設民営方式によるDBO方式や、民設民営方式によるPFI方式など、民間による運営についてもプラントメーカーへのアンケートを実施し、令和8年度に開催する廃棄物処理施設整備基本計画等検討審議会の中で検討してまいり</p>

ます。

以上です。

若園議長

島村議員。

島村議員

さきの検討審議会の中で、委員長がこの事業方式について確認をされたことに対して、事務局としましては、公設公営はないというようなお答えがあったように見受けられたのですが、間違いはないでしょうか。

若園議長

池野事務局長。

池野事務局長

基本的には公設公営方式を採用しない方向で進めておりますが、現在、プラントメーカーに依頼しておりますアンケートの中で、事業方式に関する希望調査をしておりますので、その結果をもとに、いずれの事業方式にするのか検討してまいります。

以上です。

若園議長

島村議員。

島村議員

そちらもアンケート後にということで、全くないというわけではないということに理解をいたしました。

では、その他の課題について1点お聞きをいたします。

基本構想に、最終処分に関する課題として、焼却残渣や不燃性残渣の減量化・減容化については、ごみ処理方式の選定と併せて検討が必要であるとありますが、これをどのように検討していかれるのでしょうか。

若園議長

池野事務局長。

池野事務局長

当組合では自前の最終処分場を有していないため、焼却残渣や不燃性残渣については外部委託が必要となります。ただし、ごみの処理方式によっては焼却残渣の発生が少ないものもございますので、プラントメーカーへのアンケート調査を踏まえ、詳細な比較検討を進めてまいります。

なお、ごみ処理方式の選定に当たっては、評価項目ごとの重みづけと配点(案)の中で、発生する副生成物の最終処分量について最重要項目として重みづけをしております。

以上です。

若園議長

島村議員。

島村議員

先ほど、その6項目の最重要項目という中の一つということですが、新施設建設に当たっては、この焼却残渣の減量化を目指すことは、私も、とても重要であって、組合議会としてもこれはしっかりと研究をしていく必要がある項目かなというふうに考えております。

それでは、新施設のテーマから次のテーマに移りたいと思います。

2つ目は、この敷地にあります井戸の地下水の測定結果についてお尋ねをいたします。

令和3年12月3日の自主検査で環境基準を超える水銀が検出されて以降、地下水について経過観察をされており、その数値がホームページに公表されております。これを見ますと、令和5年、令和6年と基準値をかなり超えている結果となっています。この点について問題はないのでしょうか。

若園議長

池野事務局長。

池野事務局長

水銀の環境基準を超過した3号井戸の地下水につきましては、当組合と愛知県が定期的に水質測定を行い、経過観察を続けております。

地下水の測定結果はおおむね基準値を超えておりますが、飲用や生活用水としては一切使用しておりませんので、健康被害が懸念される状況ではございません。

以上です。

若園議長

島村議員。

島村議員

これはもちろん、現時点で健康被害が懸念される状況ではないのですが、これは、学術論文などを見ますと、猿投一境川活断層に沿って中世代の花こう岩を基盤とする割れ目から自然由来の水銀蒸気が上昇して地下水に混入している可能性というのが示唆されています。

こういった原因について、愛知県の見解はどのようでしょうか。

若園議長

池野事務局長。

池野事務局長

愛知県からは、特定の地層や地質構造との関係について明確な調査結果や断定的な見解は示されておりません。

以上です。

若園議長

島村議員。

島村議員

これは、令和3年に基準を超える水銀が検出以降、令和4年度は毎月測定をされてきました。これが、令和5年度から、最後の令和4年度に0.0005のその基準値になったので、年1回の測定となった令和5年度と令和6年度の測定で、これは年1回になった後に基準値を超えたということになっております。

実質的な問題は生じないとはいえ、年間の変化を見るためには、年2回から4回程度、測定回数を少し増やしてみてもどうかと考えますが、いかがでしょうか。

若園議長

池野事務局長。

池野事務局長

当組合と愛知県で、それぞれ年1回の測定を行っており、両者合わせた年間2回の測定により、季節的な変動を踏まえた年度間の変化を把握できるものと考えております。

引き続き、愛知県と連携を図りながら、測定結果を注視してまいります。以上です。

島村議員

以上で終わります。

若園議長

これにて、4番、島村きよみ議員の一般質問を終わります。
次に、2番、坂林たくみ議員。

坂林議員

2番、坂林たくみ。一般質問いたします。

今日は、新しいごみ処理施設の整備についてということで質問いたします。

現在、尾三衛生組合廃棄物処理施設整備基本計画等検討審議会において新しいごみ処理施設の整備について検討されています。新しいごみ処理施設は、令和16年度（2034年度）から令和43年度（2061年度）まで使うものとなります。

この時期は、国連気候変動枠組条約第28回締約国会議（COP28）に基づき、2035年までの温室効果ガス削減目標が各国から示され、政府が2050年カーボンニュートラルの達成としている時期と重なります。

このような環境の下で、新しいごみ処理施設はどのような施設とすればよいのか問われていると考え、順次お聞きします。

1項目めです。

選定検討中の処理方式のそれぞれについて、次のことを大まかに示してください。

1点目、組合から排出される概略の温室効果ガスの排出量をお願いします。

若園議長

池野事務局長。

池野事務局長

事務局長、池野。

処理方式による温室効果ガス排出量につきましては把握をしておりませんが、現在、廃棄物処理施設整備基本計画等策定業務において、プラントメーカーにアンケートを実施している状況でございます。

そのアンケートの中には温室効果ガス排出量も含まれておりますので、令和8年度に開催予定の廃棄物処理施設整備基本計画等検討審議会の中で処理方式を選定する際に比較検討してまいります。

以上です。

若園議長

坂林議員。

坂林議員

温室効果ガスの排出量は、施設のエネルギー消費、また、ごみの焼却、そして発電による削減効果の内訳が示されますか。また、焼却による温室効果ガス排出量には生ごみや紙、剪定枝などの焼却によるものは含まれないということによろしいですか。

若園議長

池野事務局長。

池野事務局長

処理方式を選定する際、検討項目の一つとして、温室効果ガス排出量及び削減量の比較もいたします。また、令和6年度までは生ごみなどの温室効果ガス排出量を算定する係数が定められていなかったため、個別に排出量を算定することができませんでした。

しかし、今年度から廃棄物の非エネルギー区分に紙くずと紙おむつの排出係数が追加されましたので、これらの区分につきましては令和7年度実績から公表することになります。

なお、生ごみ及び剪定枝の排出係数につきましては追加されておりません。

以上です。

若園議長

坂林議員。

坂林議員

それでは、2点目に、建設費と運営費について伺います。

若園議長

池野事務局長。

池野事務局長

処理方式による建設費や運営費につきましても、先ほどのプラントメーカーへのアンケートに含まれておりますので、次年度、処理方式を選定する際に比

較検討してまいります。

以上です。

若園議長

坂林議員。

坂林議員

それでは、3点目ですが、今ごみ焼却の中に入っているビニール・プラスチックが減少して、ゼロとなった場合でも、運転及び発電に支障はありませんか。

若園議長

池野事務局長。

池野事務局長

現在のごみ質から推測しますと、運転上支障はございません。
以上です。

若園議長

坂林議員。

坂林議員

それでは、2項目めの発電設備を設置することについて伺います。
その1点目、環境省は「2050年カーボンニュートラルに向けた廃棄物分野の脱炭素対策について」という文書の中で「ごみ発電については当面拡大していくが、電源の再エネ化に伴い、温室効果ガス削減効果は減少していく」として、2050年には削減効果がゼロになるという図を示しています。
新しいごみ処理施設は2061年度まで使う予定です。発電設備をこのような中で設置する意義をどうお考えですか。

若園議長

池野事務局長。

池野事務局長

環境省が発表しております「2050年カーボンニュートラルに向けた廃棄物分野の脱炭素対策について」の中で、廃棄物・資源循環分野の中長期シナリオでは、温室効果ガス削減に寄与する対策案として一般廃棄物焼却炉における発電効率の向上を掲げていることから、発電施設の設置は国の施策にとっても重要と考えております。
以上です。

若園議長

坂林議員。

坂林議員

発電施設の設置は重要というふうに疑問なく言えるでしょうか。
発電効率の向上した設備を設置したとしても、その後、温室効果ガス削減効果の減少からは逃れられません。温室効果ガス削減効果が減っていき、いずれゼロになるという設備を今から導入すべきかどうか、慎重な検討が必要だと思います。

いますが、いかがお考えですか。

若園議長

池野事務局長。

池野事務局長

現在策定中の基本計画では、発電設備の設置によって温室効果ガスの削減効果が向上すると考えております。

将来的に再生可能エネルギーが主力電源となるにつれて、ごみ発電による温室効果ガス削減の効果は低下する可能性がございます。それでも、ごみ焼却時に発生する熱エネルギーを施設の電力供給などに有効活用することで、資源の有効活用と環境負荷の低減に貢献できると考えております。

以上です。

若園議長

坂林議員。

坂林議員

施設の中で有効活用するためだけの発電であれば、もっと小規模な発電施設で足りるということにもなると思います。

「月刊廃棄物」2023年の新春インタビュー記事の中で、環境省の環境再生・資源循環局長は、今後の廃棄物処理施設整備の方向性について次のように答えておられます。

「将来的に脱炭素化が進展して、電気のCO₂排出係数がゼロに向かっていくと、ごみ焼却施設から得られる電力が、CO₂を排出する「汚い電気」になってしまう瞬間が出てくるので、どこかで切り替えてオフセットしなければならなくなります。それは、10年先も同じような焼却のままではよいということにはなりません」とおっしゃっているんです。

我が尾三衛生組合で新しい焼却施設が稼働するのは9年後。約10年先というのと近い時期であります。

そこで伺います。

令和6年度ごみ質分析結果によれば、可燃ごみ中のビニール・プラスチックの割合は平均25.2%です。新しい炉が稼働する時期までにはもっとこの率が低下していると思われませんが、新しいごみ処理施設で燃やすごみのごみ質は温室効果ガス削減効果があるクリーンな燃料といえるのでしょうか。御見解を伺います。

若園議長

池野事務局長。

池野事務局長

令和6年度からは3市町によるプラスチックの資源化を開始しており、今後、可燃ごみ中のビニールとプラスチックの割合は減少していくものと考えます。

また、ごみ質につきまして、大半は温室効果ガスの算出係数が設定されていないごみであるため、クリーン燃料とみなすことができると考えております。
以上です。

若園議長

坂林議員。

坂林議員

現在のプラスチック・ビニールのごみ質調査によって、割合が25.2%となっているというのは、今おっしゃいましたプラスチックの資源化、国の方針によってスタートした後の数字なんです。つまり、混入しているビニール・プラスチック類ということになります。それが今後どの程度まで減少していけるのかということも考えなければならないと思います。

環境省の局長が、ごみ発電の電気が「汚い電気」になるときがある、10年先も同じ焼却のままでよいということにはならないとおっしゃっているわけです。よく考えていただきたいと思います。

また、ごみの大半は温室効果ガスの算出係数が設定されていないとおっしゃいましたが、先ほど、紙くずと紙おむつについては排出係数が追加されたとお答えがあったので、今後は排出量に加えられることとなります。

この紙くず、紙おむつ、そして先ほど質問もございましたが、剪定枝なども減量、減らしたほうが温室効果ガスの排出は少なくできるということをよく考える必要があると思います。

次に、2点目伺います。

構成市町のごみ減量の努力が進めばごみ搬入量が抑制または減少するので、発電量が抑制または減少するということとなります。ごみの減量の努力をこの場合でも、推進をするということによろしいですか。

若園議長

池野事務局長。

池野事務局長

当組合は、構成市町から発生する一般廃棄物の処理について、環境への配慮及びごみの減量化が主な役割であるため、ごみの減量は、環境負荷の軽減や資源の有効活用につながることから、循環型社会の実現に向けて極めて重要であると考え、ごみの減量の努力を推進してまいります。

以上です。

若園議長

坂林議員。

坂林議員

減量の努力ということで、安心をいたしました。

3点目に伺います。

政府は、ごみ発電を理由に、プラスチックを燃やすのではなく、3R、場合

によっては4 R 推進方針に変更をしております。発電機を設置しても、プラスチックごみを再び燃やす方針に戻るといったことはないでしょうか。

若園議長

池野事務局長。

池野事務局長

新施設を建設する上でエネルギー回収型廃棄物処理施設への交付要件として条件を満たすためには、発電施設は必要なものとなります。また、プラスチック回収は交付金の要件化となっており、熱回収の燃料とは考えておりませんので、プラスチックを再び燃やす方針に戻るとはございません。

以上です。

若園議長

坂林議員。

坂林議員

地球温暖化対策や環境のことを考えるなら、ごみ発電に力を入れるのではなく、ごみ減量やリサイクルなどを進めるべきだと考えます。

ごみ発電設備を設置するかどうかは慎重に検討していただき、少なくとも過大な設備とはしないよう求めます。

3項目めに移ります。

P F I 方式を検討することですが、P F I を導入しようとする目的と先行施設の課題や問題はどのようなようですか。

若園議長

池野事務局長。

池野事務局長

P F I 方式の検討につきましては、国庫交付金交付要件の一つとしてP F I 等の導入を検討することが求められているため実施するもので、P F I 方式の導入が決定しているものではございません。しかしながら、当組合においては、公設公営方式、公設民営方式、民設民営方式のいずれが最適であるかを見極め、最も適した事業方式を選定することを目的としております。

また、先行施設の課題といたしましては、資金調達を民間事業者が行うため、公設公営方式、公設民営方式によるD B O 方式等と比較して金利負担が増加すると聞いております。

以上です。

若園議長

坂林議員。

坂林議員

設計・施工、それから運転・維持管理などを一括して民間事業者任せることになるP F I では、コストや運転の安全性、環境政策との整合性、情報公開など、注意点が様々あると考えます。

ごみ行政は公共が直接運営し、住民の環境を守ることに責任を持てるようにするのが基本だと考えます。慎重な検討を求めます。

以上で終わります。

若園議長

これにて、2番、坂林たくみ議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終了いたします。

日程第6、議案第9号「尾三衛生組合職員の育児休業等に関する条例及び尾三衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案者の説明を求めます。

加藤総務課長。

加藤総務課長

総務課長、加藤。

議案第9号「尾三衛生組合職員の育児休業等に関する条例及び尾三衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」説明をさせていただきます。

提案理由といたしましては、職員の仕事と生活の両立支援の拡充を図るため、尾三衛生組合職員の育児休業等に関する条例及び尾三衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する必要があるからです。

改正内容といたしましては、「尾三衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正」については、育児に係る部分休業について、1年度につき条例で定める時間を超えない範囲内で、1日の勤務時間の全部または一部について勤務しないことを選択することができるようにするものです。

また、「尾三衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」は、仕事と育児の両立支援制度の利用に係る職員に対する意向確認等の措置についての規定の整備を行うものです。

施行期日は、公布の日から施行し、第1条の改正規定及び附則第2条の規定は、令和7年10月1日からの適用になります。

説明は、以上となります。

若園議長

これより質疑に入ります。

1件の通告がありましたので、発言を許します。

11番、中野まさひろ議員。

中野議員

11番、中野まさひろ。

それでは、尾三衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について質疑をさせていただきます。

質問の大きな1です。

	現在、育児に係る部分休業を取得している職員数を伺います。
若園議長	加藤総務課長。
加藤総務課長	総務課長、加藤。 現在、育児に係る部分休業を取得している職員はおりません。 以上です。
若園議長	中野議員。
中野議員	重ねて伺います。 この育児に係る部分休業取得の対象となります小学校就学の始期に達するまでの子どもを養育する職員は、現在何人おみえになりますでしょうか。
若園議長	加藤総務課長。
加藤総務課長	育児に係る部分休業取得の対象となる職員は、現在3名となっております。 以上です。
若園議長	中野議員。
中野議員	2番の質問です。 この改正によりまして、育児に係る部分休業の取得の増加の見込みを伺います。
若園議長	加藤総務課長。
加藤総務課長	過去において育児に係る部分休業を取得した職員はおりませんが、改正により部分休業を取得しやすくなっていることから、今後、部分休業を取得する職員が出てくることも考えられます。 以上です。
若園議長	中野議員。
中野議員	3番の質問です。 育児に係る部分休業に対する人員の補完はどのようにされるのかを伺います。

若園議長	加藤総務課長。
加藤総務課長	短期間の部分休業であれば、該当職員の業務は他の職員で代行し、業務に支障がある場合は、会計年度任用職員を採用する等の対応を考えております。 以上です。
若園議長	中野議員。
中野議員	ありがとうございます。 育児に係る部分休業が取得しやすくなることは、子供を育てていらっしゃる職員さん、またその家庭にとりましても、また、少子化対策を強化する必要がある社会全体にとりましても喜ばしいことでもあります。 しかし、部分休業取得の際一番悩まされるのは、部分休業を取得した際の所属の業務の円滑な遂行の確保であります。育児に係る部分休業を取得される職員さんが心おきなく制度を活用し、職場の皆さんも気持ちよく制度の活用を応援できるよう、人員の補完に万全を期していただくように提案をいたしまして、議案質疑を終わります。 ありがとうございました。
若園議長	これにて、11番、中野まさひろ議員の議案質疑を終わります。 以上で、議案第9号の通告による質疑は終わりました。 これより、討論、採決に入ります。 議案第9号について、反対討論を許します。 次に、賛成討論を許します。 討論なしと認め、これにて討論を終結し、採決します。 議案第9号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。 [賛成者起立]
若園議長	起立全員であります。 よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。 日程第7、議案第10号「令和6年度尾三衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。 提案者の説明を求めます。 加藤総務課長。
加藤総務課長	総務課長、加藤。

議案第10号「令和6年度尾三衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について」説明をさせていただきます。

この案を提出するのは、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付する必要があるからです。

決算書1・2ページをご覧ください。歳入になります。

表の一番下、歳入合計欄をご覧ください。

予算現額20億5,164万6,000円に対しまして、収入済額20億7,536万557円となりました。昨年度に比べ、4,875万8,916円の増額となっております。

続いて、決算書3・4ページをご覧ください。歳出になります。

表の一番下、歳出合計欄をご覧ください。

予算現額20億5,164万6,000円に対しまして、支出済額は19億8,395万420円となりました。昨年度に比べ、3,797万1,295円増額となっております。

次に、23ページをお願いいたします。実質収支に関する調書です。

歳入総額20億7,536万557円、歳出総額19億8,395万420円で、歳入歳出差引額は9,141万137円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はなく、実質収支額は歳入歳出差引額と同額の9,141万137円となりました。

続いて、28ページをお願いいたします。基金の状況です。

財政調整基金、廃棄物処理施設緊急整備基金、廃棄物処理施設整備基金を合わせた前年度末現在高は8億3,766万2,699円で、決算年度中増減高は3億8,446万4,362円増額して、決算年度末現在高は12億2,212万7,061円となっております。

なお、決算の詳細につきましては、決算事項別明細書のとおりでございます。

以上、令和6年度一般会計歳入歳出決算の提案説明とさせていただきます。

若園議長

ここで、決算審査の結果について監査委員からご報告をいただきます。

原田代表監査委員、お願いいたします。

原田代表監査委員

代表監査委員の原田です。

議長からご指名いただきましたので、代表監査委員として、令和6年度一般会計歳入歳出決算の審査結果についてご報告をさせていただきます。

地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、管理者から審査に付されました令和6年度一般会計歳入歳出決算について、令和7年7月25日に大橋監査委員とともに審査を行い、合議のもとに意見を取りまとめ、令和7年8月14日付けで、管理者へ決算審査意見書を提出いたしました。

審査に当たっては、決算書及び付属書類の計数は正確であるか、予算は議会

の議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に執行されているか、財産は適正に管理されているかなどについて、関係諸帳簿及び証拠書類と照合するとともに、関係職員から説明を聴取し、実施いたしました。また、あわせて定期監査、例月出納検査等の結果についても考慮いたしました。

それでは、審査結果について申し上げます。

審査の結果、各決算書類は関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確であり、予算の執行及び関連する事務の執行につきましても、おおむね適正に行われているものと認められました。また、財産の管理につきましても、関係法令に基づき適正に行われていると認められました。

続きまして、審査に係る意見、要望などを述べさせていただきます。

廃棄物処理施設整備事業につきまして、令和6年度は、循環型社会形成推進地域計画を策定し、環境省が所管する循環型社会形成推進交付金の交付を受けるための手続を行うとともに、新ごみ処理施設の整備に向けて、施設規模及び概算事業費の算出、施設整備スケジュールなどを検討し、新施設整備に向けて計画を進めました。

施設配置検討業務におきましては、運営面、費用面及び車両動線などを考慮した配置検討を行いました。

新施設の建設に当たりましては、2施設隣接建設の利点を生かした一体的な施設整備を行い、最小経費で最大の効果が得られるよう進めていただきたい。また、両施設で連携を取ることで一体的な運営ができる施設を目指していただきたいと思います。

なお、これまでと同様に、安全かつ安定的で環境に十分に配慮するとともに、エネルギーの有効利用、資源環境に優れた施設とし、さらには、災害に強く、施設見学や環境学習の場を提供するなどの環境啓発を行う施設とすることを目指していただきたいと思います。

最後に、住民生活に必要なごみ処理事業を安定的に運営するために、施設の適正維持管理のもとに、事故防止に万全を期した運転管理に努めていただくことを要望して、私からの報告とさせていただきます。

以上です。

若園議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

2件の通告がありましたので、発言を許します。

11番、中野まさひろ議員。

中野議員

11番、中野まさひろ。

それでは、通告に従いまして議案質疑させていただきます。

まず1、決算書ですと18ページになります。

歳出3款1項1目10節、まずですね、この10節の不用額の理由を伺います。

あわせて、3款1項1目12節に259万6,000円流用しておりますが、その理由を伺います。

若園議長

岸施設課長。

岸施設課長

施設課長、岸。

不用額の理由としましては、ごみ焼却量の減少により薬品の使用量が減ったこと及び国や電力会社の負担軽減策により光熱水費が減少したことが主な要因です。

12節への流用は、施設管理運転業務委託料に行いました。

理由としましては、焼却炉の運転に従事する施設管理運転管理系の職員1名から6月に育児休業の申請があり、育児休業取得中は、運転管理系の必要最低人数の確保が困難であったため、施設管理運転業務委託の変更契約を行い、育児休業期間中の令和6年6月29日から11月30日までの土曜日の日勤、全23日間を委託するための予算が不足したためです。

以上です。

若園議長

中野議員。

中野議員

12節への流用は、育児休業取得中の運転管理系の必要最低人数の確保のための施設管理運転業務委託の拡大ということでもあります。ご対応ありがとうございます。

同じ18ページの歳出で、3款1項1目12節です。同じく10節から流用しておりますが、不用額が427万5,968円出ております。その理由を伺います。

若園議長

岸施設課長。

岸施設課長

施設課長、岸。

12節の委託料には15の委託業務がありますが、施設管理運転業務委託は令和5年11月の入札で執行額が確定しており、執行残はありませんでした。

流用が6月であったため、その時点で執行残があった廃乾電池や木質廃材等の処理委託は、まだ当該年度の搬出量が想定できなかったこと、ダイオキシンやばい煙等の測定業務は、測定結果に異常があればすぐ再測定を行う必要がある等、12節の中で流用が困難な時期でした。

10節需用費から流用したのは、電力会社の負担軽減策による割引が令和6

年2月以降に発表され、令和6年度予算に反映できず、光熱水費で執行残が見込めたので流用しましたが、結果的に流用額を超える不用額となりました。

以上です。

若園議長

中野議員。

中野議員

ありがとうございました。理解できました。

決算書の20ページです。

歳出の3款1項2目12節不用額の理由を伺います。

若園議長

田中業務課長。

田中業務課長

業務課長、田中。

ごみ搬入量の減少に伴い、主に焼却灰の埋立処分量が減少したことによる不用額となっております。

以上です。

若園議長

中野議員。

中野議員

重ねて伺います。

令和6年度の「自治行政の実績に関する調書」によりますと、焼却残渣の民間処理が増えておりますが、その要因を伺います。

若園議長

田中業務課長。

田中業務課長

令和6年度より、公益財団法人の一つである愛知臨海環境整備センター（通称アセック）への焼却残渣の搬出量制限が設けられたことにより、民間事業者への搬出量が増加いたしました。

以上です。

若園議長

中野議員。

中野議員

ありがとうございます。

20ページです。

歳出の3款1項2目18節、この不用額の理由を伺います。

若園議長

田中業務課長。

田中業務課長 焼却残渣及び不燃残渣の処分を三重中央開発株式会社へ委託する際、伊賀市に対して1トン当たり1,000円の負担金を支払っていますが、当初の搬出予定量より焼却灰等の処分量が減少したことによる不用額となっております。以上です。

若園議長 中野議員。

中野議員 重ねて伺います。
「令和6年度自治行政の実績に関する調書」によりますと、伊賀市へ搬出した焼却残渣、破碎不燃物及び処理困難物は、令和6年度が2,317トン、令和5年度が1,933トンで、令和6年度は令和5年度に比べて384トン増えています。
当初の搬出予定量はどれだけを予定していたのでしょうか。また、当初の搬出予定量より焼却灰等の処分量が減少した理由を伺います。

若園議長 田中業務課長。

田中業務課長 伊賀市への搬出先は、三重中央開発株式会社になります。
令和6年度の搬出予定量は、焼却残渣2,459トン、破碎不燃物150トン、処理困難物188トン、合計で2,797トンを予算計上しております。
搬出予定量の焼却灰等の処分量が減少した理由ですが、先ほどの不用額の理由についての答弁と同じような回答になりますが、ごみ搬入量の減少に伴い、特に可燃物の搬入量が減少しておりますので、焼却灰等の搬出量が減少いたしました。
以上です。

若園議長 中野議員。

中野議員 丁寧なご答弁ありがとうございました。
以上で、議案質疑を終わります。

若園議長 これにて、11番、中野まさひろ議員の議案質疑を終わります。
次に、4番、島村きよみ議員。

島村議員 4番、島村きよみ。質疑のほうさせていただきます。
まず、歳入です。
7款2項1目諸収入小型家電品の売却益が増加しておりますが、これはどの種類の家電が増えたのでしょうか。

若園議長

岸施設課長。

岸施設課長

施設課長、岸。

小型家電の売却は、ゲーム機や映像機器等の小型家電品、扇風機や空気清浄機等の小型家電対象外品、電源コード、鉛バッテリー、パソコン、携帯電話の、全6種類の売却で、搬出量は全体で9,770キロ増、全ての種類で令和5年度から単価は上昇しています。

売却が増えた種類は、上位から、電源コードが約95万円、小型家電対象外品が約79万円、鉛バッテリーが約30万円等となっております。

以上です。

若園議長

島村議員。

島村議員

大変努力をしてくださった結果かなと思います。

次に、歳出をお願いいたします。

2款1項1目時間外勤務手当、これは前年度より増額となっておりますが、どのような業務が増額となった要因でしょうか。

若園議長

加藤総務課長。

加藤総務課長

総務課長、加藤。

時間外勤務手当の主な増加理由につきましては、新施設整備に係る業務によるものとなります。

以上です。

若園議長

島村議員。

島村議員

再質疑をお願いいたします。

時間外勤務手当が増加したのは、新施設整備の業務に関してということですが、具体的にどのような業務だったのでしょうか。

若園議長

加藤総務課長。

加藤総務課長

新施設整備に係る業務につきましては、令和6年6月及び7月に開催しました住民説明会の準備・対応によるものとなります。

以上です。

若園議長	島村議員。
島村議員	次に、歳出2款1項1目需用費、自治実績等、昨年度のほうも見まして、2回発行されていた美化だよりが、令和6年度より削減されています。これは、代替となる発信として何か実施をされたのでしょうか。
若園議長	加藤総務課長。
加藤総務課長	総務課長、加藤。 美化だよりにつきましては、構成市町の広報紙に2か月に一度掲載させていただくようになり、そちらで組合の情報を発信しております。 以上です。
若園議長	島村議員。
島村議員	以前は広報紙に挟まれていたのでとてもよく分かったんですけども、そういう挟み込みの美化だよりとは異なり、ちょっと読み飛ばされてしまうのではないかなど、広報紙の中の掲載になりますと。この美化だよりを削減した影響についてどう捉えていらっしゃるのでしょうか。 新施設の検討も始まりましたので、せめて年に1度は折り込みチラシで詳しい事業報告をするといったこともするといいいのではないかと考えますが、検討のほうはされませんでしたか。
若園議長	加藤総務課長。
加藤総務課長	構成市町が発行する広報紙に美化だよりを定期的に掲載することで、より多くの方に情報が発信できると捉えておりますので、別で美化だよりを発行することは、現時点では検討はしておりません。 新施設に関する情報や詳細な事業報告等につきましては、令和6年度10月にリニューアルしました組合のホームページで情報を発信してまいります。 以上です。
若園議長	島村議員。
島村議員	これはなかなか見解が異なりますけれども、まあよろしいと思います。 次、歳出3款1項1目薬品費ですね。 令和5年度の実績値より約1,000万円の減額となっておりますが、それはなぜでしょうか。

若園議長	岸施設課長。
岸施設課長	施設課長、岸。 主な要因は、焼却量の減少に伴い、薬品使用量が抑制されたことによるものとなります。
若園議長	島村議員。
島村議員	それでは、歳出3款1項2目埋立処分地の管理費です。 これは、保守点検や修繕の支出、この折戸とそれから三本木の最終処分場についてだと思うんですが、かなりやっぱり支出が多いなという実感ですが、どれくらい老朽化、この2つの施設老朽化しているのか、お願いいたします。
若園議長	田中業務課長。
田中業務課長	業務課長、田中。 どちらも設備稼働から約40年が経過しており、毎年度経年劣化により各種設備機器の修繕を行っております。 令和6年度につきましては、過年度と比較して保守点検費及び修繕件数が増加している傾向はありませんが、例年、機器の不具合が発生しておりますので、今後も運転に支障を来さぬように、施設の安定稼働を図ってまいります。 以上です。
若園議長	島村議員。
島村議員	では、再質疑をお願いします。 この2施設は実質的には稼働していないと理解していますが、今後どうしていくのかという方針は決まっていますか。
若園議長	田中業務課長。
田中業務課長	どちらも廃止する方針であります。 折戸最終処分場につきましては、平成7年度に埋立完了となりましたが、最終処分場から排出される原水が廃止基準を満たさないため、毎年、必要な整備及び維持管理を行っております。 三本木最終処分場につきましては、埋立完了となっておらず、廃止に至っておりません。廃止するためには、先に埋立完了する必要があります。その点に

ついて現在検討しているところであります。また、折戸最終処分場と同様に、必要な整備及び維持管理も行ってまいります。

以上です。

若園議長

島村議員。

島村議員

それでは、最後の質疑をお願いします。

財産に関する調書から、令和6年度4億円の債権を積み増ししました。これ、愛西市等で債権については問題になっている自治体もございますので、どのような種類の債権なのか、お願いいたします。

若園議長

加藤総務課長。

加藤総務課長

令和6年度は、愛知県の10年ものの地方債を2億円ずつ、計4億円購入しております。

以上です。

島村議員

終わります。

若園議長

これにて、4番、島村きよみ議員の議案質疑を終わります。

以上で、議案第10号の通告による質疑は終わりました。

これより討論、採決に入ります。

議案第10号について、反対討論を許します。

次に、賛成討論を許します。

討論なしと認め、これにて討論を終結し、採決いたします。

議案第10号については、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

若園議長

起立全員であります。

よって、議案第10号は、原案のとおり認定されました。

日程第8、議案第11号「令和7年度尾三衛生組合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

加藤総務課長。

加藤総務課長

総務課長、加藤。

議案第11号「令和7年度尾三衛生組合一般会計補正予算(第1号)」について説明をさせていただきます。

1枚めくっていただき、議案をご覧ください。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,310万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億5,263万5,000円に定めるものであります。

7・8ページをご覧ください。歳入です。

款4財産収入、利子及び配当金は、廃棄物処理施設整備基金の債券運用利子になります。

款6繰越金は、令和6年度の決算剰余金になります。

9・10ページをご覧ください。歳出です。

款2総務費、一般管理費の積立金は、歳入で説明いたしました基金運用利子と前年度繰越金を財政調整基金及び廃棄物処理施設整備基金に積立てするものです。

以上を、補正予算第1号の提案説明とさせていただきます。

若園議長

これより質疑に入ります。

議案第11号については、質疑の通告がありませんでしたので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。

議案第11号について、反対討論を許します。

次に、賛成討論を許します。

討論なしと認め、これにて討論を終結し、採決します。

議案第11号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

若園議長

起立全員であります。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議員提出議案第2号「議員派遣について」を議題とします。

提案者の説明を求めます。

2番、坂林たくみ議員。

坂林議員

2番、坂林たくみ。

議員提出議案第2号「議員派遣について」説明させていただきます。

提案理由としましては、尾三衛生組合議会の会議に関する規則第63条の規定に基づき、議会の議決を得る必要があるからです。

目的としては、令和16年度から新しいごみ処理施設を稼働させる方針が決まったことに伴い、近年稼働を開始したごみ焼却施設及び処理方式の異なるごみ焼却施設を視察することで、それぞれの特徴、現状を把握するとともに、その他、付帯施設や環境学習等の啓発に向けた施設整備への取組を学び、今後の組合運営に活用することを目的としています。

派遣場所としましては、静岡県富士市にあります「新環境クリーンセンター」と、静岡県静岡市にあります「西ヶ谷清掃工場」です。

派遣期間としましては、令和7年10月29日から30日までの2日間とし、派遣議員は、尾三衛生組合全議員とします。

以上、提案とさせていただきます。

若園議長

これより質疑に入ります。

議員提出議案第2号については、質疑の通告がありませんでしたので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論、採決に入ります。

議員提出議案第2号について、反対討論を許します。

次に、賛成討論を許します。

討論なしと認め、これにて討論を終結し、採決します。

議員提出議案第2号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

若園議長

起立全員であります。

よって、議員提出議案第2号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

派遣内容について変更がある場合、その取扱いを議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

若園議長

異議なしと認めます。

よって、派遣内容について変更がある場合は、その取扱いを議長に委任することに決定いたしました。

以上で、本会議に付議されました案件の審議は終了しました。

ここでお諮りします。

本会議において議決されました事項については、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いま

すが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

若園議長

異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任することに決定いたしました。

管理者閉会挨拶、小山管理者。

小山管理者

閉会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

本日、提案させていただきました議案につきまして、原案どおり可決・認定をいただきましたことに感謝を申し上げます。

また、原田代表監査委員におかれましては、決算審査及び報告をいただき、ありがとうございました。

議員の皆様におかれましても、季節の変わり目でございますので、くれぐれも健康にご留意いただき、一層の活躍をされますよう祈念いたしますとともに、今後とも本組合に対しご支援を賜りますようお願い申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

若園議長

ありがとうございました。

本定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、慎重審議を賜り、議会進行につきましても皆様のご協力を賜り、重ねて御礼を申し上げます。

今後とも皆様方のご協力をお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

これをもちまして、令和7年第2回尾三衛生組合議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

澤田書記

ご起立をお願いいたします。

一同、礼。

(閉会 午後3時43分)

会議の経過を記載して、相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和7年 11月 14日

議 長

若園 ひでこ

署名議員

島村 きよみ

署名議員

奥村 祐右